

「NPO等の人材確保に向けた対面型マッチング業務」委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「NPO等の人材確保に向けた対面型マッチング業務」委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

人口減少や少子高齢化社会が進む中、地域における課題も複雑化しており、NPO等や地域団体といった担い手による地域課題への取組が重要となっている。そのような中で、活動の担い手となる無償ボランティア、有償ボランティア、正規職員等の人材確保は喫緊の課題であり、効果的かつ確実な対策が求められる。そのようなNPO等や地域団体が、必要な人材を確保し、継続的な活動を可能とするために、NPO等や地域団体との人材のマッチングを促進する説明会及びインターン等を実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結後～令和 6（2024 年）年 3 月 31 日

(5) 履行場所

神戸市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託契約締結後、受注者の請求に基づき概算払いする。委託業務完了後、受注者からの業務報告書をもって、検査を行い委託料の精算を行う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 神戸市内に本店を有し、市内を拠点として委託業務を遂行できること
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の交付） | 令和5年（2023年）11月8日15時 |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和5年（2023年）11月22日17時30分 |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和5年（2023年）11月24日以降 |
| (4) 質問受付締切 | 令和5年（2023年）11月30日17時30分 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和5年（2023年）12月1日以降 |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和5年（2023年）12月21日17時30分 |
| (7) プレゼンテーション | 令和5年（2023年）12月25日（予定） |
| (8) 選定結果通知 | 令和5年（2023年）12月26日以降 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 令和5年（2023年）12月下旬（予定） |
| (10) 事業完了 | 令和6年（2024年）3月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の交付
 - ア 交付開始 令和5年（2023年）11月8日15時以降
 - イ 交付方法 下記、神戸市ホームページにて掲載
※直接配布、郵送等による配布は行いません。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/sankakusuisin/hojyokinsien.html>
 - ウ 交付資料 (ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
(イ) 委託業務仕様書
(ウ) 契約書（案）
(エ) 各種様式
- (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
 - ア 受付期間 令和5年（2023年）11月8日から
令和5年（2023年）11月22日17時30分まで
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - イ 提出書類 (ア) 参加申込書（様式第1号）
(イ) 団体概要（任意様式）
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 提出場所 本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」
 - オ 参加資格決定通知 令和5年（2023年）11月24日以降に、参加資格決定通知書（様式第2号）により、Eメールにて通知する。
- (3) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和5年（2023年）11月8日から
令和5年（2023年）11月30日17時30分まで
 - イ 提出方法 別紙「質問票」（様式第3号）に記載し、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」までEメールにより提出すること。
 - ウ 回答方法 質問のあった全事業者からの質問及びそれに対する回答を、参加資格決定事業者すべてに対して、令和5年（2023年）12月1日以降にEメールにより回答する。
- (4) 企画提案書の提出
 - ア 企画提案書は、A4版（縦横自由）とし、任意様式とする。
 - イ 企画提案書の枚数は、10ページ以内とする。
 - ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ① 本業務に対する考え方、実施方針

- ② 提案のセールスポイント
 - ③ 本業務の実施方法、手法等
 - ④ 設定課題に対する解決案または解決手法等
 - ⑤ 本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ⑥ 提案見積と積算根拠
- エ 受付期間 令和5年（2023年）11月8日から
令和5年（2023年）12月21日17時30分まで
- オ 提出方法 「PDFデータ」にて、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」のメールアドレスまで、Eメールにより提出すること。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【10点】
- イ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【10点】
- ウ 業務遂行にあたっての体制【15点】
- エ 工程の計画性、実施手順の妥当性【15点】
- オ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性【20点】
- カ 類似業務実績の豊富さ【15点】
- キ 費用積算根拠の妥当性【10点】
- ク 男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度【5点】

※「ク 男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度」については、以下のいずれかに該当している場合に「5点」とする。

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 （ミモザ企業）	認定証の写し ※神戸市のHPにて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議のHPにて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHPにて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

（2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「NPO等の人材確保に向けた対面型マッチング業務」事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション（※実施する場合）
 - (ア) 開催日時及び場所 参加申し込みをされた事業者へ、別途通知する。

- (イ) 内容・方法 来庁もしくはオンライン形式による。
- エ 審査の結果、評価点の最も高い事業者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性」の項目の点数が高い方を選定する。
- カ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- キ 委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

- ア 契約の相手方の候補者として選定された事業者については、「契約候補者選定通知書」（様式第6号）をもって、当該事業者宛てに通知する。
- イ 契約の相手方の候補者として選定された事業者との協議を経て、契約の相手方が決定した場合は、評価結果及び選定結果を速やかに、「審査結果通知書」（様式第7号）をもって全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 企画提案書の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、プロポーザル参加者が負うものとする。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市 地域協働局 地域活性課 NPO支援担当

電話番号：078-322-6491

メールアドレス：social-kobe@office.city.kobe.lg.jp

担当者：戸田（とだ）、瀬下（せしも）